

テーマ3: 道路・交通の方針

基本理念3 駅へのアクセスに優れ、安全性を確保したまちづくり

幹線道路

広域幹線道路として地区の東側に第三京浜道路が隣接しているほか、国道1号や国道16号が地区に近接して通っています。また、地区の東西方向には既に環状2号線が通っており、さらに南北方向では羽沢池辺線の整備が進んでいることから、これらを活かした道路ネットワークの形成や災害時の輸送機能の確保を図っていきます。

地域幹線道路

地区内の交通を集散する地域幹線道路としては、池の谷戸通りと大池道路が通っていますが、両路線は自動車、歩行者の軸となっているものの、歩道が未整備の部分や道幅が狭い部分もあることから、沿道の土地利用との調整を図りつつ、交差点やバス停付近など必要性の高いと考えられる部分を中心に改良を検討していきます。

また、大池道路から新駅方面へのアクセス向上のため、地域幹線道路(構想)の検討を行います。

駅アクセス道路

地域幹線道路を補完し、北側の地域から新駅へアクセスする路線の確保を検討していきます。

その際には、高低差の激しい地形であることを考慮して、新たな路線を設けることだけでなく、幹線道路として整備される羽沢池辺線の側道の有効活用などを検討していきます。

主要な生活道路

住宅地などで発生した交通を地域幹線道路などに円滑に集散する路線として、一方通行などのソフト施策の活用や、新駅への安全な動線の確保などを検討していきます。

歩行者動線

横浜国立大学の学生をはじめとする新駅利用者の歩行者動線については、地元調整を図りつつ、ルート設定やルールづくりを検討していきます。

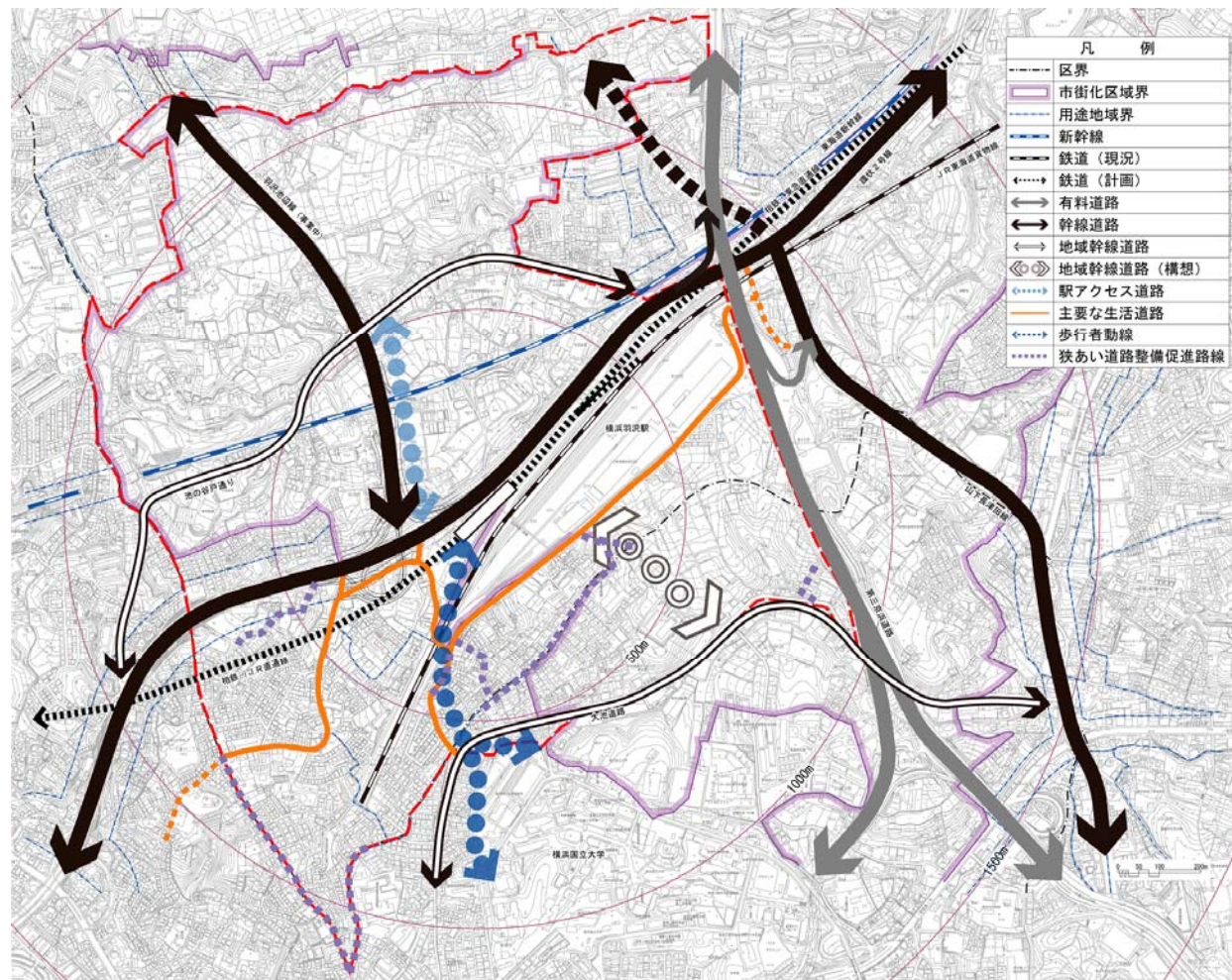
また、横浜国立大学と連携して、留学生などの外国人や来街者向けの案内サインの設置を検討していきます。

狭あい道路

「狭あい道路の整備に関する条例」により指定された整備促進路線のうち幅員が確保されていない路線については、市の助成等により整備を図っていくものとします。

新駅周辺の交通機能

バスやタクシーなど、他の交通機関との円滑な乗り換えに配慮した交通基盤施設の整備を検討していきます。



羽沢駅周辺まちづくりガイドライン 概要版

平成27年5月

神奈川東部方面線の羽沢駅(仮称)の周辺地区(以下「本地区」といいます。)は、横浜都心から北西に位置し、神奈川県と保土ヶ谷区にまたがっています。

本地区の中央部には東海道貨物線・横浜羽沢駅があり、第三京浜道路に接しています。また、環状2号線も通っているほか、都市計画道路羽沢池辺線も整備が進められているなど、広域へのアクセスや物流関係の利便性を有しており、「新横浜都心整備基本構想(1999年)」において、新横浜都心の一角を担う地区として位置付けられています。

一方で、本地区内には、「農用地区域」や「農業専用地区」に指定された農地(市街化調整区域)が広がっています。

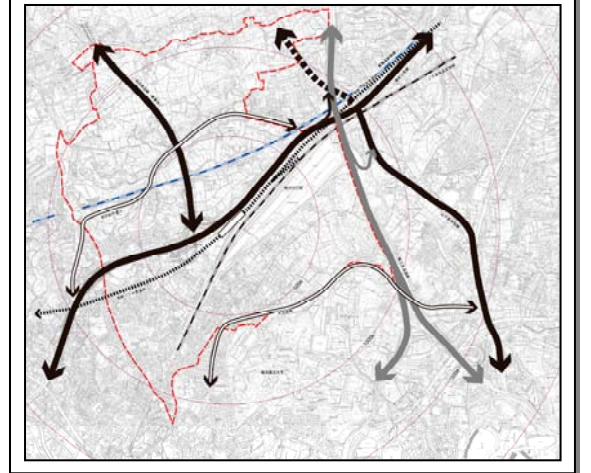
本地区では、平成30年度開通予定の「相鉄・JR直通線」の新駅が設置されることとなり、平成31年4月予定の「相鉄・東急直通線」の開通と合わせて、鉄道による広域へのアクセスの利便性が大幅に向上することになります。

これにより、地域環境への影響が予測されることから、新駅設置を適切に受け止め、より優れたまちづくりを進めるために、地元の自治会・町内会や農業従事者の方々や「羽沢駅周辺地区まちづくり協議会」を設立して話し合いをおこなってきました。

このガイドラインは、羽沢駅周辺地区まちづくり協議会が策定した「羽沢駅周辺地区プラン(協議会案)」を基に作成した、現時点での本地区の“まちづくりの方針”です。

今後は、本市の事業や地域のまちづくり活動や事業者による土地利用に当たっての指針としてこのガイドラインを皆様と共有し、新駅設置や周辺道路の整備等による地区の状況変化や社会経済情勢の変化等に柔軟に対応を図りながら、本地区のまちづくりに活用していきます。

羽沢駅周辺まちづくりガイドラインの対象区域は、協議会の検討経緯、交通ネットワーク形成の必要性、土地利用上の必要性などを総合的に勘案して、以下のとおりとしています。



まちづくりの目標

以下のようなまちづくりの3つの基本理念を定めることにより、幹線道路ネットワークなどの都市基盤が整い、新駅を中心に暮らしに必要な施設やサービスが受けられる利便性の高い市街地環境と、恵まれている農地や樹林地などの自然環境が適度なバランスをもって共生するまちを目指します。

基本理念1

様々な機能がバランスよく共生するまちづくり

農業、住宅、商業、流通などの機能がバランスよく共存する土地利用とし、低炭素都市づくりや都市防災を考慮しながら、新駅開業による将来的なポテンシャルを活かせるよう、良好な環境を形成していきます。

基本理念2

営農を支援し、農地や樹林地などを保全・活用するまちづくり

営農を支援していくことなどにより、駅や市街地に近接した農地や樹林地などを、積極的に保全・活用していきます。

基本理念3

駅へのアクセスに優れ、安全性を確保したまちづくり

新駅にアクセスしやすい道路の整備について検討を進めるとともに、日常生活や災害時において誰もが安全で安心して利用できる道路基盤の整備を検討します。

この3つの基本理念に基づき、緑豊かな環境の保全と都市農業の成長とともに、新駅開設を契機として地区の利便性の向上と環境負荷の低減、誰もが安全安心に暮らせるまちを目指し、本地区のまちづくりの目標を以下のように設定します。

**豊かな自然と身近に触れ合うことができ、
生活の利便性に優れ、環境に優しく、
安全で安心して暮らせるまちづくり**

テーマ1:土地利用の方針

基本理念1 様々な機能がバランスよく共生するまちづくり

A地区

駅周辺において土地の高度利用を誘導・調整することにより、土地利用の転換と駅へのアクセス動線を創出し、駅利用者や地域住民の利便に資する商業施設、交流空間や都市型住宅等を備えた、駅前にふさわしいコンパクトな市街地の形成を図っていきます。

また、周辺住宅地との近接地においては、現況の土地利用を踏まえつつ、周辺の居住環境等に配慮した土地利用の誘導、調整を図っていきます。

B地区

基本的に流通機能を維持しつつ、新駅開業を契機として、旅客駅周辺にふさわしい基盤の整備を含めた適切な機能の誘導を図っていきます。

C地区

新駅整備に伴う住宅需要への対応や生活利便性の向上が可能となるよう、既存の低層住宅地の環境に配慮しつつ、一定の中層住宅や店舗等も許容することで、良好な居住環境の維持・形成を図っていきます。

D地区

狭あい道路の拡幅整備などを推進して、低層住宅地としての居住環境を維持・改善していきます。

E地区

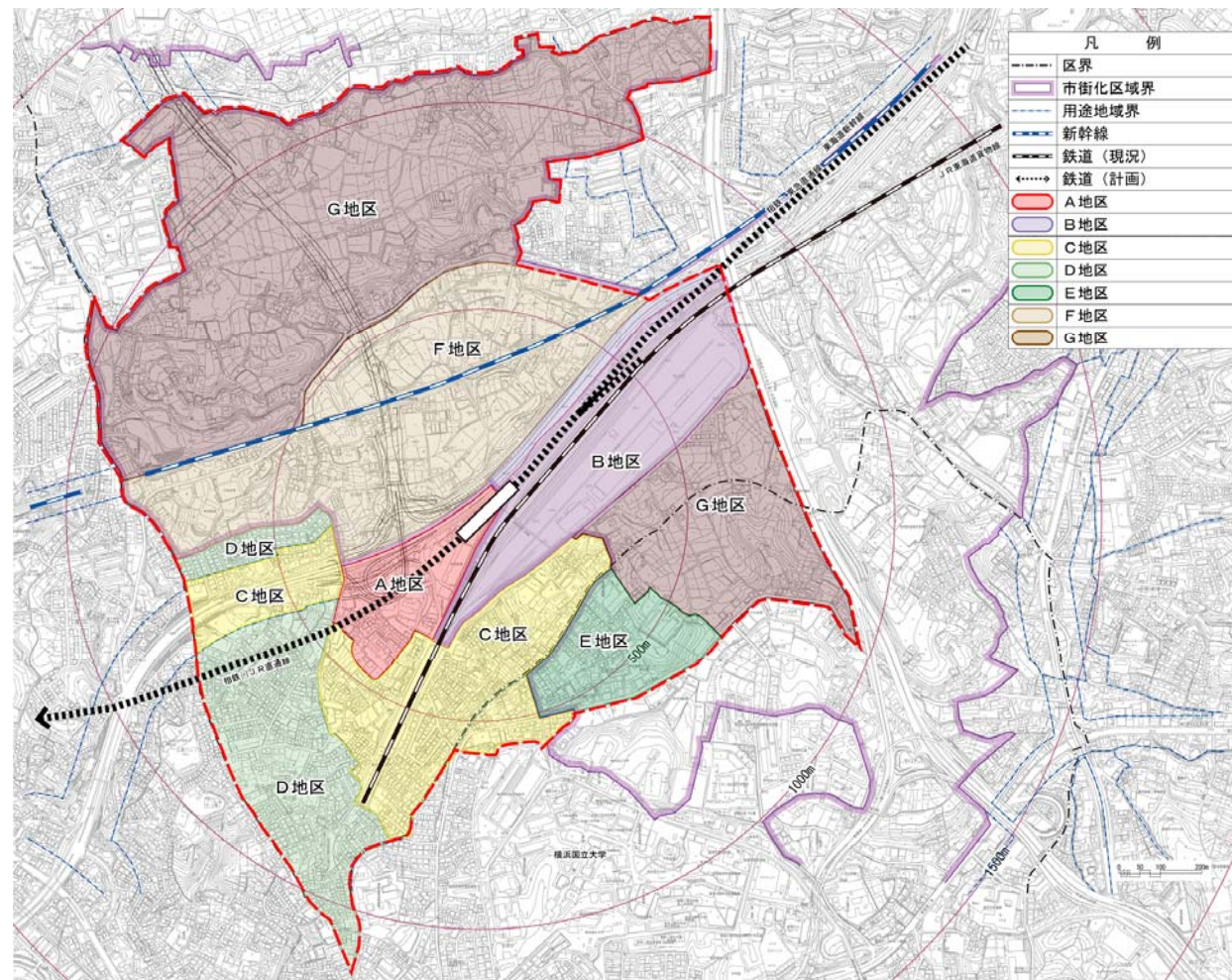
基盤整備や樹林地保存などの状況を考慮しながら、既存の低層住宅地を中心とした市街地環境を適切に維持・改善していきます。

F地区

まとまりのある良好な農地については、市民の力も活かして保全・活用することにより、農地のある風景と暮らしを守っていくとともに、市民が「農」とふれあい交流できる環境の形成が必要です。一方で、鉄道駅に近く、将来の交通利便性の向上によるポテンシャルを有しているため、情勢の変化等に応じた計画的な市街地整備も視野に入れ、農地との無秩序な混在を避け、地域幹線道路の沿道等へ整序・誘導するなど、バランスのとれた土地利用の規制・誘導を図っていきます。

G地区

農地や樹林地などの自然的環境が多く残っている特色を将来に引き継いでいくために、まとまりのある農用区域や農業専用区域を中心とした生産性の高い一団の農地を積極的に保全し、良好な自然的環境や景観を維持していきます。



テーマ2:農地・樹林地などの方針

基本理念2 営農を支援し、農地や樹林地などを保全・活用するまちづくり

農地の保全

【農地の保全】

農地を可能な限り維持できるよう、「横浜みどりアップ計画」等による農地保全施策の活用などにより、地域や行政などが協力して農地を守っていきます。

また、農地を維持・保全するために地元特産品のPRや新たな販売ルートの開拓などにより、農業で一定の収入が得られるように、農業振興施策を進めていきます。

【農業の担い手確保】

新たな農業の担い手の育成に取り組んでいくとともに、営農意欲の高い人に農地が集約化し生産性が向上するように、「横浜都市農業推進プラン」に基づく担い手育成施策や農地集約化施策を活用していきます。

樹林地の保全

まとまりのある樹林地については、土地所有者の意向も踏まえながら、「横浜みどりアップ計画」における樹林地を保全する制度による地区指定を進めていきます。

また、指定された樹林地については、利活用を図り、維持管理者を育てて現在の緑豊かな自然環境を保全していくために、「横浜みどりアップ計画」における利活用や維持管理の推進施策の活用を検討していきます。

公園整備

「横浜市水と緑の基本計画」に基づき、地区における公園の整備状況や誘致圏を考慮して、既存の公園の充実、身近な公園が不足している地区での公園の整備などを検討していきます。

緑化推進

既存の農地や樹林地を保全するだけでなく、新たに創出してさらに緑豊かな環境を形成するために、「横浜みどりアップ計画」の公共施設緑化事業や民有地緑化助成事業により緑化を推進していきます。

また、新たに市街地を形成するエリアでは、街の魅力につながる緑を形成するよう誘導していきます。

